

災害時における福祉避難所へのレンタル資機材の提供に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ダスキンユニオン（以下「乙」という。）は、福山市内で災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という）において、福祉避難所で必要となるレンタル資機材（以下「資機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、資機材が必要な場合、要請書（様式第1号）をもって乙に提供を要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭または電話等で要請し、後日速やかに要請書を提出する。

（協力の内容）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で優先的に資機材を提供する。乙は、資機材の提供を実施した場合、甲に対し報告書（様式第2号）により報告する。

（提供資機材）

第3条 乙が提供する資機材の種類は以下のとおりとし、賃借等により提供する。

- (1) 介護用品
- (2) 福祉用品
- (3) 衛生用品
- (4) 生活用品
- (5) その他取扱用品

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 資機材の引渡し場所は甲が指定し、引渡し場所までの運搬は原則として乙が行う。ただし、乙が自ら運搬できない場合は甲に連絡し、その指示に従う。甲は引渡し場所に職員または指定者を派遣し、資機材を確認のうえ引渡しを受ける。

（費用の支払い）

第5条 乙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

- 2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上で決定するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

（平常時からの相互協力）

第6条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに資機材の提供ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

(協定期間)

第7条 協定期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

2025年（令和7年）12月22日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝 広 直 幹

乙 兵庫県加古川市野口町坂元329番地60
株式会社ダスキンユニオン
代表取締役社長 中 尾 知 也

様式第1号（第1条関係）

年 月 日

株式会社ダスキンユニオン

代表者様

福山市長

要請書

「災害時における福祉避難所へのレンタル資機材の提供に関する協定」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

災害の状況及び協力を要請する理由	
------------------	--

要請内容 (資機材名)	
数量	
引渡し場所	
引渡し日時	月 日 () 時 分
備考	

その他特記事項

要請に係る連絡先担当者

所属名	
職・氏名	
連絡先	

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

福山市長様

株式会社ダスキンユニオン

報告書

「災害時における福祉避難所へのレンタル資機材の提供に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり報告します。

記

報告日	年 月 日
報告者(株式会社ダスキンユニオン)	
福祉避難所名	
住所	
提供資機材の種類	
数量	
納入場所	
納入日時	月 日 () 時 分
備考	